2.9土地利用履歴調査結果まとめ

前述の土地履歴調査結果に基づく、調査対象地(隣接地含む)における土壌汚染のおそれを表2.7に示す。「2.2登記簿調査～2.8現地調査結果」より、調査対象地では「土壌汚染のおそれあり」と判断される。

表2.7 土壌汚染のおそれの有無

調査項目	対象地	隣接地
2.2登記簿調査	おそれなし	—
2.3地図、航空写真調査	おそれなし	おそれなし
2.4公的資料調査	おそれなし	—
2.5公表資料における調査	おそれなし	おそれあり
2.6私的資料における調査結果	おそれあり	—
2.7聴取調査結果	おそれあり	おそれなし
2.8現地調査結果	おそれなし	おそれなし

2.10　評価(土壌汚染のおそれの区分の分類)

土壌汚染対策法において、土地履歴調査により得た情報を分析し、調査対象となる特定有害物質ごとに土壌汚染が存在するおそれの区分を行うことが定められている。おそれの区分は以下の3種類が定められている（出典：土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(環境省)）。

[1]土壌汚染が存在するおそれがないと認められる土地

[2]土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地

[3]土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地（[1]および[2]以外の土地）

当該調査対象地(沖縄県那覇市古波蔵4丁目402番3,4(2筆))は、埋土により地表の高さが変更された土地であり、昭和43年に建物が建築され、レストラン、事務所、児童館として利用された。その後、平成26年以降に建物を解体し、現在は駐車場として利用されている。また、私的資料より調査対象地において、埋設物の付着土から「鉛及びその化合物(含有量分析)」が基準を超えて検出され、土壌汚染調査(令和元年9月)結果より「セレン及びその化合物(溶出量分析)」および「砒素及びその化合物(溶出量分析)」が基準を超える数値として検出されたことが確認できた。

埋設物(廃材)は、建物直下ではなく、建物周辺の地中から発見されたが、埋設時期が不明であるため、埋土搬入時に埋設された可能性もあることから、埋設物による汚染の範囲は、建物も含めた敷地内全域と考え、埋土された深度(3m 付近)までを汚染の深度と想定する。また、埋設物の付着土からは、鉛のみが検出されているが、一部の埋設物の付着土による調査であったことから、すべての埋設物による汚染の影響は確認できていない。よって、埋設物による汚染のおそれに関する特定有害物質は、すべての項目(27 項目)とすることが望ましい。

過去に実施された土壌汚染調査において、基準を超過した項目(セレン、砒素)は、埋土された深度ではなく、元地盤である島尻泥岩(4～5mの深度)から検出されていることから、人為的な汚染以外に自然由来による土壌汚染も考えられる。また、土壌汚染のおそれの深度範囲は、おおよそ3m以深となる。

すべての調査結果より、調査対象地は、すべての地点が[3]土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地として評価する。

表 2.8　土壌汚染の区分の分類一覧

おそれの区分	対象範囲
[1] 土壌汚染が存在するおそれがない土地	なし
[2] 土壌汚染の存在のおそれが少ないと認められる土地	なし
[3] 土壌汚染が存在するおそれが比較的多い土地	対象地すべて

表 2.9　土壌汚染のおそれのある深度

特定有害物質の項目	対象深度
すべての特定有害物質(27項目)	表層から 3m 付近 (埋土までの深度)
セレン及びその化合物、砒素及びその化合物	約 3m 以深(埋め土より以深)